

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地の 4
名 称 近畿ケミカル株式会社
代 表 者 代表取締役 岸 小三郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 4 月 17 日
許 可 の 有 効 期 限 令和 9 年 4 月 16 日

- 1. 事業の範囲
 - 中間処理業（中和・加熱による油水分離）
 - 取扱産業廃棄物の種類
 - ① 廃油・廃アルカリの混合物（油さい）
 - ② 廃油（動植物性廃油に限る）
 - 以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	廃油の油水分離施設
設置場所	兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地の 4
設置年月日	昭和 47 年 9 月 1 日
処理能力	廃油 33 m ³ /日
許可年月日	平成 21 年 11 月 27 日
許可番号	9 2 1 0 0 7

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 50 年 4 月 16 日	新規許可	平成 24 年 4 月 17 日	更新許可
平成 4 年 4 月 17 日	更新許可	平成 29 年 4 月 17 日	更新許可
平成 9 年 4 月 17 日	更新許可	令和 4 年 4 月 17 日	更新許可
平成 14 年 4 月 17 日	更新許可		
平成 19 年 4 月 17 日	更新許可		

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無